

## R6 年児童手当制度改正に関する手続きについて

- ・令和 6 年 10 月分（12 月支給分）から児童手当の制度が一部変更となります。
- ・世帯の状況により申請が必要となる場合がございますので、裏面「3. 申請対象者及び必要書類」をご確認いただき、「2. 申請手続きについて」に記載の申請期限までに手続きをお願いいたします。

### 1. 主な制度改正内容

|             | 改正前（令和 6 年 9 月分まで）                                                                                                | 改正後（令和 6 年 10 月分から）                                                                                                                          |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象        | 中学生年代まで（15 歳に到達した年度末まで）の児童を養育している市内在住の方                                                                           | ① <u>高校生年代まで（18 歳に到達した年度末まで）</u> の児童を養育している市内在住の方                                                                                            |
| 所得制限        | あり                                                                                                                | ② <u>なし</u>                                                                                                                                  |
| 手当月額        | ・3 歳未満：15,000 円<br>・3 歳から小学校修了まで<br>第 1 子、第 2 子：10,000 円<br>第 3 子以降：15,000 円<br>・中学生：10,000 円<br>・特例給付の場合：5,000 円 | ③ ・3 歳未満<br>第 1 子、第 2 子：15,000 円<br><u>第 3 子以降：30,000 円</u><br><br>・3 歳から <u>高校生年代</u> まで<br>第 1 子、第 2 子：10,000 円<br><u>第 3 子以降：30,000 円</u> |
| 多子加算のカウント対象 | 高校生年代<br>18 歳に到達した年度末まで                                                                                           | ④ <u>大学生</u> 年代（※）<br>22 歳に到達した年度末まで                                                                                                         |
| 支払回数        | 年 3 回（2 月・6 月・10 月）                                                                                               | ⑤ 年 <u>6</u> 回（ <u>偶数月</u> ）                                                                                                                 |

※自立して生活を営んでいる場合等は対象外です。

### 2. 申請手続きについて

- ・裏面「3. 申請対象者及び必要書類」を確認の上、必要書類をそろえて提出をお願いいたします。
- ・申請者は、生計中心者（児童を養育している父母等のうち所得が高い方）でご申請ください。
- ・申請者が公務員の方は勤務先へ、市外にお住まいの方はお住まいの自治体へ申請が必要です。  
※公務員であっても勤務先から児童手当が支給されない場合は、豊中市へご申請ください。

**申請期限：令和 6 年 9 月 30 日（月）まで**

**提出方法：窓口（市役所第二庁舎 3 階）・郵送・マイナポータル**

- ・制度改正後、初回の支給日は 12 月 10 日を予定しています（上記申請期限までに必要書類等を提出し、受給資格が認定された場合）。

※なお、申請期限を過ぎても令和 7 年 3 月 31 日までに申請があった場合は、令和 6 年 10 月分までさかのぼって支給します。令和 7 年 4 月 1 日以降の申請となる場合は、令和 6 年 10 月分までさかのぼることはできず、申請月の翌月分からの支給となります。

- ・マイナポータルでの申請は裏面【マイナポータルから申請する際の注意点 ⚠️】をご確認ください。

#### 【申請書について】

- ・提出方法が郵送の場合、裏面二次元コードより請求書等のダウンロード・印刷が可能です。

### 3. 申請対象者及び必要書類

豊中市で児童手当（特例給付）を受給していますか？

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか

児童を養育する父母等のうち生計中心者（所得の高い方）の職業は公務員ですか

はい

はい

いいえ

いいえ

高校生年代のお子さんは算定児童として登録されていますか(注)

勤務先にお問い合わせください

はい

生計中心者（所得の高い方）の住民登録地は豊中市ですか

いいえ

いいえ

大学生年代の子（表面④に該当）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか

はい

所得の高い方の住民登録地でお問い合わせください

いいえ

はい

申請不要

大学生年代の子（表面④に該当）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか

大学生年代の子（表面④に該当）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか

いいえ

はい

はい

いいえ

#### 【申請必要】

- ・額改定請求書
- ・別居監護申立書※  
（※高校生年代以下の子（表面①に該当）が別居している場合）

#### 【申請必要】

- ・監護相当・生計費負担についての確認書  
※マイナポータルからの申請はできません。

#### 【申請必要】

- ・児童手当認定請求書
- ・別居監護申立書※  
（※高校生年代以下の子（表面①に該当）が別居している場合）

#### 【申請必要】

- ・児童手当認定請求書
- ・監護相当・生計費負担についての確認書
- ・別居監護申立書※  
（※高校生年代以下の子（表面①に該当）が別居している場合）

(注)算定児童とは、支給対象年齢ではないものの、養育する児童の数には入る児童のことです。毎年10月にお送りする現況届認定通知書の「算定基礎児童数」をご確認ください。

#### 【マイナポータルから申請する際の注意点 ⚠】

- ・請求者は所得の高い方でご申請ください。
- ・支給口座は請求者名義の口座を登録してください。
- ・「別居監護申立書」や「監護相当・生計費負担についての確認書」が必要な方は児童手当認定請求時に添付してください。（PDFデータまたは記載したものの写真）

マイナポータルはこちらから⇒



【↓請求書のダウンロードはこちらから↓】

※ページ下部にあります



〈問い合わせ先・提出先〉

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所 第二庁舎 3階  
こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 TEL: 06-6858-2269